

平成31年2月22日

給付連 2019-8

## 児童扶養手当と公的年金等との併給調整に関するチラシの設置

文書区分	緊急 <input type="checkbox"/>					要 報 告 <input type="checkbox"/>											
宛先	本 部				事務センター						年金事務所						
	所属長	全部室	中央センタ	障害センタ	所属長	管理担当G	厚年G	国年G	年給G	記録G	所属長	地域課	総務課	適用課	徴収課	国年課	相談室
			○	○					○		○		○				◎
	【本部関係部室◎】 地域部、相談・サービス推進部、給付業務調整室																
	【本部関係部室○】 事業推進統括部																
情報提供先	相談センター <input checked="" type="checkbox"/>				社労士会 <input checked="" type="checkbox"/>				健保協会 <input type="checkbox"/>				機構健保 <input type="checkbox"/>				

目的・趣旨	<a href="#">「平成30年12月3日【給付指2018-131】児童扶養手当と公的年金等との併給調整に関する周知の徹底」</a> において、別途お知らせすることとしていた、厚生労働省子ども家庭局作成のチラシ設置をお願いするものです。
事務連絡の内容	<p>1 チラシ設置の目的</p> <p>児童扶養手当を受給している者が、公的年金制度から年金を受給するようになった場合に、児童扶養手当の全部又は一部が支給停止となる場合があることについて、手続きが必要な旨を周知するため、年金事務所等の相談待合スペース等にチラシの設置をお願いします。</p> <p>2 具体的な取扱い</p> <p>別添のチラシを各拠点で印刷し、年金事務所の窓口、お客様待合スペース等に設置してください。なお、街角の年金相談センター（オフィスを含む）については、管理年金事務所にて必要数を印刷し送付してください。</p> <p>3 留意事項</p> <p>年金相談等において、児童扶養手当と公的年金等の併給調整に関する相談があった場合や、年金受給権者が児童扶養手当を受給している場合には、別添のチラシを活用し説明してください。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 厚生労働省子ども家庭局から市区町村へ同様の周知がされています。</p> <p>(2) 別添のチラシは、下記機構LANの業務系様式に追加しました。</p> <p><a href="#">※ 機構LAN ≫ ライブラリ ≫ 00751 業務系様式 ≫ 05000 年金給付関係 ≫ 05009 その他 ≫ 05009-02 児童扶養手当を受給されている皆さまへ</a></p>
別添資料	【別添】児童扶養手当を受給されている皆さまへ（周知チラシ）

「要報告」の場合	
報告期限	—
報告先	—

テレビ解説対象

担当部署・照会先

(1、4について)

年金給付部給付企画G

担当：北川・鈴木（雄）

連絡先 03-6892-0769（直通）

(2、3について)

年金給付部給付事業推進G

担当：帳山・遠藤

連絡先：03-6892-0770（直通）

## 【大切なお知らせ】

児童扶養手当を受給されている皆さまへ

**「児童扶養手当」と「公的年金等」の  
両方を受給する場合は、手続きが必要です！****公的年金等を受給する場合の児童扶養手当について**

児童扶養手当は、

公的年金等（\*1）を受けられるときは、  
手当額の全部又は一部を受給できません（\*2）。

（\*1）遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など。

（\*2）公的年金等の額が児童扶養手当額より低い場合は、  
その差額分を児童扶養手当として支給します。 **そのため、以下の手続きを必ず行ってください。**● **公的年金等を新たに受給する場合**→ **速やかにお住まいの市区町村にお問い合わせください。**

**必要な手続**▶ お住まいの市区町村の児童扶養手当窓口にお越しいただき、

- ・公的年金給付等受給状況届
- ・公的年金給付等受給証明書（年金証書、年金決定通知書でも可）  
等を提出してください。

● **公的年金等が過去に遡って給付される場合や、****公的年金を受給し、市区町村への手続きが遅れた場合**→ 過去に受給した児童扶養手当の返還が必要になる場合があります。**手続きは早めに行うようご注意ください。**

詳しくは、お住まいの市区町村へお問い合わせください。